

司法書士法人ThinkY

遺産承継業務

項目	報酬	報酬範囲
基本報酬	相続人・受遺者様の数×33,000円	—
財産価格比例報酬	※基本報酬に財産の価格に応じて以下を加算	
500万円以下	220,000円	220,000円
500万円を超え5000万円以下	財産額の1.1%+220,000円	275,000円～770,000円
5000万円を超え1億円以下	財産額の0.99%+275,000円	770,000～1,265,000円
1億円を超え3億円以下	財産額の0.66%+605,000円	1,265,000～2,585,000円
3億円超	財産額の0.44%+1,265,000円	2,585,000円～

※財産の価格は、相続開始時の価格により算定します。

種類	価格算定の基準
現金・預金	相続開始時の残高、口座の数によります。
不動産	相続開始時の固定資産評価額、不動産の筆数によります。
上場株式	相続開始時の取引価格、口座の数によります。
非上場株式	※原則税理士による算定価格によります。
その他	※原則相続開始時の時価によります。

※上記は司法書士報酬を示すものであり、その他登録免許税、交通費、郵送料金、諸証明書等の実費が必要となります。

★上記業務には、

- ① 相続人の調査及び相続関係説明図・法定相続証明情報の作成
- ② 遺産分割協議書の作成
- ③ 相続債務の調査
- ④ 不動産の名義変更（担保抹消を含む）
- ⑤ 預貯金、出資金の払戻し等
- ⑥ 株式の承継

が含まれます。

★相続財産管理人・不在者財産管理人・後見人・特別代理人等の選任申立てが必要となる場合には、別途費用・報酬が生じます。